

シリーズ アイヌ学

アイヌの系統

宮下英明 著

Ver. 2020-08-31



本書について

本書は、

<http://m-ac.jp/>

のサイトで書き下ろしている『アイヌの系統』を PDF 文書の形に改めたものです。

文中の青色文字列は、ウェブページへのリンクであることを示しています。

目次

0 導入	2
はじめに	3
1 誤想「人種」	4
1.0 要旨	5
1.1 誤想「アイヌの身体的特徴」	6
1.2 誤想「アイヌの DNA」	9
1.3 誤想「アイヌの血」	12
2 「系統」の捉え	14
2.0 要旨	15
2.1 全個体系統図	16
2.2 一個体の先祖	18
2.2.1 先祖溯行	19
2.2.2 先祖の総数	20
2.2.3 女系・男系	21
2.3 複数個体の共通先祖	22
3 「進化」の捉え	24
3.0 要旨	25
3.1 系統樹の形——ひとり勝ちと分化	26
3.2 過去は今の昔ではない	27
3.3 進化の逆行は、存在の解体	28
3.4 局在性 / 多様性	29
4 「人の移動・拡散」の捉え	30
4.1 ブラウン運動・拡散	31
4.2 特異化モーメントと均一化モーメント	32
4.3 蝦夷圏の移動	33
5 「狩猟採集生活圏」の捉え	34
5.1 「エミシ (蝦夷)」: 狩猟採集生活者	35
5.2 農耕生活圏の進出	36
5.3 東北アイヌ	47
5.4 エミシとアイヌの関係	51
5.5 渡党とアイヌの関係	52
6 アイヌ系統者	57
6.1 「アイヌ系統者」の定義	58
6.2 「アイヌ系統者の先祖」のカテゴリーは立たない	59
6.3 アイヌ系統者の人口	60
7 「先住」概念の無効	64
7.0 要旨	65
7.1 <先住者>なるものは存在しない——系遷移	66
7.2 自然は個に属さない	68

6 閉じ	70
おわりに	71

表紙絵：菅江真澄『蝦夷喧嘩辨』(1789) から引用

本文イラスト、ページレイアウト、表紙デザイン：著者

アイヌの系統

0 導入

はじめに

はじめに

「アイヌ」とは、北海道史の歴史区分に出てくる「アイヌ文化期」の「アイヌ」のことである。

「アイヌ文化期を生きた者」が、「アイヌ」の意味である。

このアイヌは、既に終焉し、いまは存在しない。

「終焉」の意味は、「アイヌの漁獵採集生活の終焉」である。

終焉させたものは、明治新政府の「入植」政策である。

和人の入植は、アイヌの漁獵採集生活を成り立たなくする。

政治は、「生活崩壊のアイヌ」に対策せねばならない。

その政策は、「同化」政策である。

「同化」は、アイヌがアイヌでなくなるプロセスである。

ここで「アイヌではなくなるアイヌ」の言い回しは、矛盾である。

ここに「アイヌ系統者」——「先祖にアイヌがいる者」——のカテゴリーの出番となる。

「アイヌ保護政策」「アイヌ法」「アイヌ利権」といったのことば中の「アイヌ」は、「アイヌ系統者」のことである。

1 誤想「人種」

1.0 要旨

1.1 誤想「アイヌの身体的特徴」

1.2 誤想「アイヌの DNA」

1.3 誤想「アイヌの血」

1.0 要旨

「アイヌ」の名で一括りにできるような集団は、存在しない。
しかしここに、アイヌを「北海道先住民」とし、アイヌの末裔もアイヌであるとして、これに北海道先住民の権利を持たせようとするイデオロギーが存在する。

このイデオロギーは、「アイヌ」を集団の名にしようとする。

ひとが人間集団を画定しようとするときに用いてきた概念に、「人種」がある

このイデオロギーも、アイヌを人種に見立てる趣きがある。

「人種」を想う者は、これを生物の種のように想っている。

それは、ホモサピエンスの亜種（品種）ということになる。

この存在定立は、誤りである。

実際、「人種」という概念は、生物学 / 科学のなかには無い。

1.1 誤想「アイヌの身体的特徴」

ひとは、「アイヌには身体的特徴があり、それがアイヌを直接表しているものだ」の思いを強くもっている。

顔の彫りが深いとか、体が毛深いとかである。

この認識は、誤りである。

アイヌの身体的特徴というものは、無い。

あると思われるのは、つぎのような論が流布しているからである：

瀬川拓郎 (2007), pp.18,19

古いヒトの形質を研究する学問は、形質人類学や自然人類学などよばれ、歴史学である考古学とはちがって自然科学に属する。

骨の形態学的な研究が主流だが、一九七〇年代以降はミトコンドリア DNA など遺伝子研究もおこなわれてきている。

アイヌの系統については、石器時代人（縄文人）がアイヌか、あるいは非アイヌ（コロボツクル）か、という論争が明治時代からおこなわれてきた。

しかしその後は、縄文人とアイヌは形質的にちがったものとする考えが主流を占め、一九五〇年代まではコーカソイド（白人）説が世界的に受け入れられていた。

ところが一九六〇年代に入ると、縄文人骨とアイヌの共通性が植原和郎^{はにはらかずろう}や元国立科学博物館の山口敏らによってあらためて認識され、アイヌが日本人の成り立ちに深くかかわっていると考えられるようになった。

現在では、アイヌは縄文人の子孫であるという認識が常識化しているが、意外にもその説の歴史はまだ浅い。

ひとはこの手の論に対し、つぎの疑問をもつことがない：

彼らがデータをとった「アイヌ」「縄文人」は、どんな資格を以て「アイヌ」「縄文人」なのだろう？

「標準的アイヌ」「標準的縄文人」というのがあるのだろうか？

あるというのなら、彼らは「標準的アイヌ」「標準的縄文人」にうまく行き当たったのだろうか？

知るべし。つぎも「アイヌ」である。

砂沢クラ (1983), p.49

テンラエカシの祖父はロシア人だったので、エカシはロシア人そっくりでした。

目は黒かったのですが、肌は透き通ったピンク色でヒゲは赤く、背も六尺（約一八〇センチ）以上ある大男でした。

山本多助 (1948), p.32

わが一族の古老たちによると、われらの先祖は青森から船出して網走に上陸、その後クシリ（釧路）に定住したのだという。

論者は「古いヒトの形質を研究する学問は、形質人類学や自然人類学などよばれ、歴史学である考古学とはちがって自然科学に属する」と述べているが、これは誤りである。

形質人類学は、自然科学を装った考古学であり、自然科学から見ればエセ科学である。

形質人類学の間違いは、文化に「人種」を対応させることである。

そして、身体的特徴を以て「人種」を立てることである。

身体的特徴を以て「人種」を立てるのは、ひとの通俗である。

形質人類学は、この通俗にそっくり乗っかる。

自然科学は、形質を以て「人種」を立てるなどということはない。

自然科学（生物学）は、人の形質——これのバラエティ——を「自然選択」で説明する。

例えば、体毛の濃さ。

寒冷地であって薄着で生活する集団は、体毛の濃い個体の割合が増える。

註：アイヌの子どもは、裸で育てられる。

→「子どもは裸」

種の多様性は、＜かなり近い潜在性＞の上の発現の多様性である。

同一種内の個の多様性は、＜ほぼ同じ潜在性＞の上の発現の多様性である。

したがって、環境（土地柄）の反映として、集団の個の特徴的形質というものが割と速やかに現れることになる。

また、形質は絶えず変化するものなので、隔たった場所にある二つの集団は、自ずと異なる形質の進化を現すことになる。

進化を悠久の時間の出来事のように思っているとすれば、それは大きな間違

いである。

引用文献

- ・瀬川拓郎 (2007) : 『アイヌの歴史——海と宝のノマド』 (講談社選書メチエ), 講談社, 2007.
- ・砂沢クラ (1983) : 『ク スクップ オルシペ 私の一代の話』, 北海道新聞社, 1983
- ・山本多助 (1948) : 「釧路アイヌの系図と伝説」
チカップ美恵子編著『森と大地の言い伝え』 (北海道新聞社, 2005)
収載 : pp.21-84

1.2 誤想「アイヌの DNA」

斎藤成也・他 (2012)

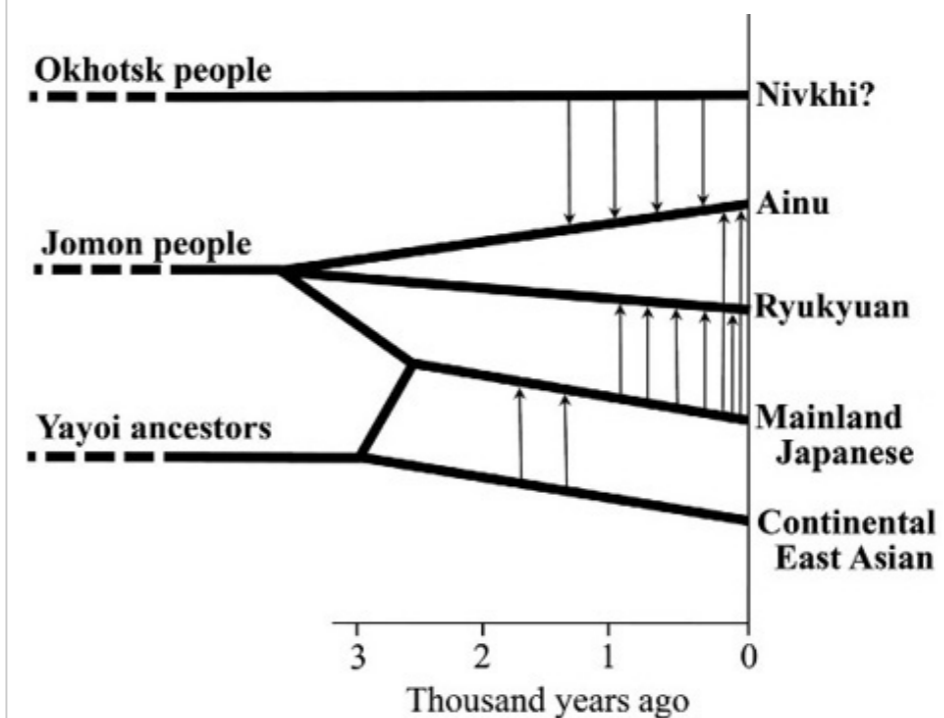
今回、研究グループは、ヒトゲノム中の SNP (単一塩基多型) を示す 100 万塩基サイトを一挙に調べることができるシステムを用いて、**アイヌ人 36 個体分**、**琉球人 35 個体分**を含む日本列島人の DNA 分析を行った。

……

1 万年以上前から、日本列島には縄文人が広く薄く居住してきたが、3000 年ほど前に大陸からの渡来人 (Yayoi ancestors) が稲作農耕をもたらして、弥生時代が始まった。

その後、九州、四国、本州の本土日本人は旧石器時代、縄文時代以来の先住民と大陸からの渡来民との遺伝子交流がひんぱんに生じたが、北海道を中心に居住していた人々は農耕を受け入れず、独自の文化をその後も維持して、その後アイヌ文化を生み出していった。そのあいだに、北方から渡来したオホーツク人とも遺伝子交流があり、さらに近世以降は本土日本人との遺伝子交流が活発になり、現在にいたっている。

この結果、アイヌ人は縄文的要素をもっとも色濃く伝えている。琉球人は、九州からもたらされた稲作農耕を受容するとともに、本土日本人との遺伝子交流が歴史時代を通じて存在したが、なお縄文時代以来の先住民の DNA を、本土日本人よりは高く保持している。このため、北のアイヌ人からみると、南の琉球人が遺伝的に本土日本人よりも近い状況になっている。



「アイヌ人 36 個体」「琉球人 35 個体」？

はて、「アイヌ人」「琉球人」をどうなふうにしたのか？

学者らしからぬこの体は、つぎの事情による：

Marks (2002), p.87.

遺伝学者は、人類学者が人種が何であるかを決めたと考える。

民族学者は、遺伝学によって正当性が証明された法則が自分の分類に具体化されていると考える。

政治家は、自分の偏見が遺伝学の法則によって支持され、形質人類学の発見によって支えられていると信ずる

「〇〇人の DNA 型」というものはない。

「〇〇人の DNA 型」を言い出すのは、「〇〇」とは何かを考えたことのない者である：

同上

pp.74,75.

人種による分類が生物学的に然るべき裏付けがないと教えることは、一七世紀に地球が太陽の周りを回る——太陽が昇り、空を横切り、反対側の地平線に沈むのは誰にもはっきり見えるというのに——と説いたときと同じくらい挑発的になることがある。

こんなにはっきり目に見えるものを、いったいなぜ否定できるのか。もちろんすべての科学的突破口は、このような通俗的な知恵を否定して、同じデータに対してより新しい分析的な解釈を施すことによって開かれてくるものだ。

我々が自然のうちに認める秩序がなんら自然の秩序でなく、自分自身の秩序を自然の上に重ね合わせたものだというのは、考えにくいことではある。

それにもかかわらずこれこそ近代人類学の偉大な教訓の一つであり、とりわけ人間の分類の歴史のうちで遺伝学的なデータによって明示され、一貫して補強され続けてきたものだ。

p.93

我々にはなぜ人間の集団が互いに別の集団と違って見えるのかわかっている——それぞれが多様な気候に適応して、自分たちの遺伝子プールの歴史にいろいろ違う変化を受けてきたのだ。

また近隣に住むもの同士が似ている理由もわかっている——集団が共存する場所ではどこでも、コール・ポーターが言うところの

「合体する衝動」が必ず生じてくるのだ。

p.94

分割し分類することは文化的な行為であり、自然のパターンに恋意的な決定を押しつけること——とりわけ一つの種の中に自然界に存在しない境界を築く場合には——を意味している。

引用文献

- ・ Marks, Johnathan (2002) : What It Means to be 98% Chimpanzee : Apes, People, and their Genes
- ・ University of California Press, 2002
- ・ 長野敬・赤松真紀 [訳] 『98%チンパンジー 分子人類学から見た現代遺伝学』, 青土社, 2004.
- ・ 斎藤成也・他 (2012) : 「日本列島 3 人類集団の遺伝的近縁性」
- ・ <http://archive.md/zv6Ok2>
- ・ The history of human populations in the Japanese Archipelago inferred from genome-wide SNP data with a special reference to the Ainu and the Ryukyuan populations (ゲノム規模の SNP データから推論された、アイヌ人と琉球人に特に着目した日本列島人類集団の歴史), Journal of Human Genetics, Nature Publishing Group, 2012 年 11 月 1 日オンライン版

1.3 誤想「アイヌの血」

ひとは、「血筋」のことばに、「血のバトンリレー」のイメージをもつ。
そこで、「先祖にアイヌがいる」と「アイヌの血が流れている」を同義に思う。
しかし、そうはならない。

「血筋」の「血」は、いまの科学のことばで言えば、遺伝子 (DNA) である。
子への遺伝子リレーのメカニズムは、染色体リレー。
ヒトの染色体は 23 対、46 本。
親から子には、父の 23 本と母の 23 本が継がれる。

さて、アイヌ A の「血筋」はどんなふうになるか。
A の子ども B は、遺伝子のうち A の遺伝子であるものが——「性細胞の減数分裂」のロジックにより、確率的に——半分 (1/2) になる。
B の子ども C では、遺伝子のうち A の遺伝子であるものは 1/4。
C の子ども D では 1/8。
D の子ども E では 1/16。
E の子ども F では 1/32。
F の子ども G では 1/64。
こうして、6 代も降れば、A の DNA を受け継いでいるとはとても言えなくなる。

→ [減数分裂](#)

したがってアイヌ終焉後では、アイヌの血——この意味は、「アイヌ文化を
生きた者の DNA」——は、アイヌの血がまだ濃い者同士による子づくりによ
ってかろうじて保たれるというものになる。
しかしこんなことはあり得ない。

「先祖にアイヌがいる」と「アイヌの血が流れている」は同義ではない。
「アイヌの血を保持している」と言えるほどのアイヌ系統者は、いまはもう
極めて少数ということになる。
そして、じきにいなくなる。

2.0 要旨

「アイヌ民族」のこぼを使う者——これは、「系統」の意味をきちんと考えたことのない者である。

また、「進化」の考えをもたない者である。

ここでは、「系統」の意味を、はっきりさせることにする。

「はっきり」の意味は「曖昧さが無い」であり、これを実現する方法は「形式的に記述する」である。

2 「系統」の捉え

2.0 要旨

2.1 全個体系統図

2.2 一個体の先祖

2.3 複数個体の共通先祖

2.1 全個体系統図

「系統」を、全個体系統図として表す。

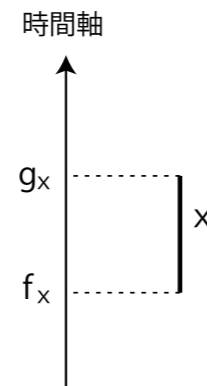
図の構成は、形式的構成である。

過去・現在のすべてのヒト個体を考える。

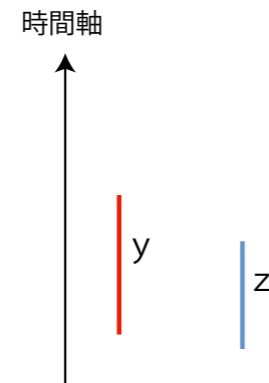
個体 x に、 x の出生時刻 f_x と死亡時刻 g_x の対 (f_x, g_x) を対応させる。

x が現在の個体の場合は、現在の時刻を g_x とする。

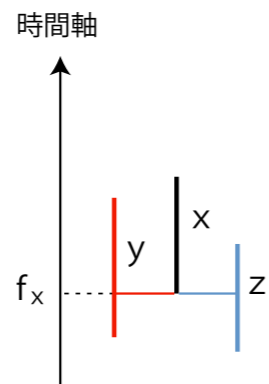
時間軸を立て、 x をつぎのように図表示する（横軸は不定としておく^(註)）：



性別を込めて表すときは、「女：赤、男：青」とする：



個体 x が個体 y, z をそれぞれ母、父として産まれたことを、つぎのように表す：



(母とつなぐ横線は赤、父とつなぐ横線は青)

これをすべての個体に対して行くと、〈全個体系統〉図が得られる。

この図は、途方もないものになる。

「アイヌ民族」を主張するイデオロギーは、この途方もない絵図の中に「アイヌ民族」のパターンを特定できると主張していることになる。

系統図は、時空間の中のネットワーク模様になる。

ネットワークは、《一部を取り出そうとして持ち上げると、それに連なって周りがつぎつぎと持ち上がる》というものである。

また、《一部を特定部位として切り出そうとすると、切るべき箇所がわからなくなる》というものである。

翻って、「アイヌ民族」を主張する者は、系統がネットワーク構造をなすことを知らない者である。

註：「横軸」は、「時空間」の「空間」の座標軸ということになる。

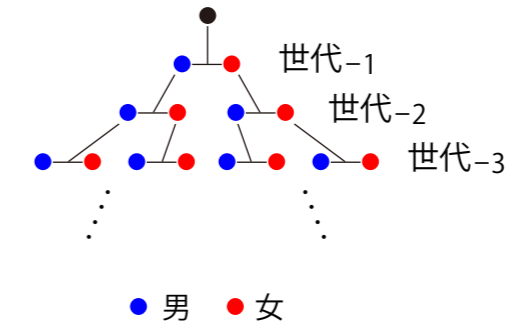
個体は空間を移動するので、個体を表すことにした線分は、実際は曲線である。

また、「時空間」の設定は絶対空間を立てることになるが、「絶対空間」は仮定のものである。

「横軸は不定としておく」とは、このようなめんどろなことは考えないでしょう、ということである。

2.2.1 先祖溯行

一個体の先祖は、一世代を一段として、ねずみ算的に増える：



世代-n では、 2^n の個体が並ぶ。

1 世代を 20 年で計算すると、1000 年は 50 世代。

1000 年 (50 世代) 溯ると、 2^{50} の個体が並ぶ。

2^{50} は、十進数で 0 が約 15 個ならば桁数の数である：

$$\log_{10} 2^{50} = (\log_{10} 2) \times 50 \approx 0.3 \times 50 = 15$$

これはどのくらいの数かという、100 億の 10 万倍。

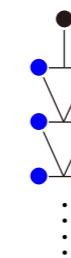
「100 億人口の地球が、10 万個必要」という数である。

はて、どうなっているのか？

答えは、「<父・母>溯行図の個体には、重複がある」である。

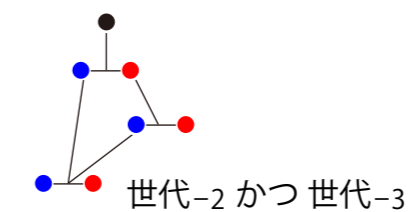
この重複が、先祖溯行したときの<先祖数の爆発的増加>を相殺している。

——つぎは、最も簡単 / 極端な場合 (2 個体集団の近親配偶)：



また、同じ個体が複数の世代に属するという事も、あり得る：

——つぎは、最も簡単 / 極端な場合：



2.2 一個体の先祖

2.2.1 先祖溯行

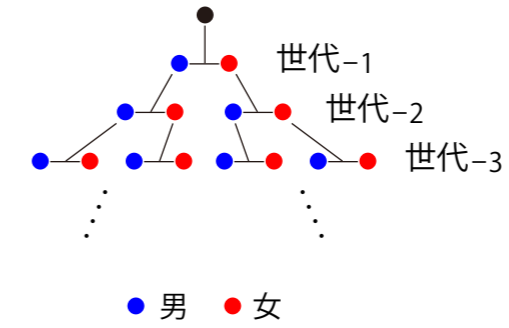
2.2.2 先祖の総数

2.2.3 女系・男系

また、＜先祖数の爆発的増加＞の相殺になるわけではないが、世代- n の全個体は、同時に存在しているわけではない。
出現の時間差がある。

2.2.2 先祖の総数

一個体の先祖は、一世代を一段として、（見掛け）ねずみ算的に増える：



世代- n では、 2^n の個体が並ぶ。

そこで、世代- n までの先祖総数は、

$$2^1 + \dots + 2^n$$

これは、つぎのように求められる：

$$\begin{aligned} 2^1 + \dots + 2^n &= 2^1 + 2(2^1 + \dots + 2^n) - 2^{n+1} \\ \Rightarrow 2^1 + \dots + 2^n &= 2^{n+1} - 2 \end{aligned}$$

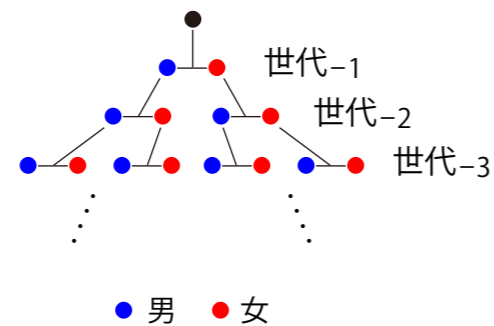
計算してみると：

世代-1 まで	$2^2 - 2 = 2$
世代-2 まで	$2^3 - 2 = 6$
世代-3 まで	$2^4 - 2 = 14$
世代-4 まで	$2^5 - 2 = 30$
世代-5 まで	$2^6 - 2 = 62$
世代-6 まで	$2^7 - 2 = 126$
世代-7 まで	$2^8 - 2 = 254$

.....

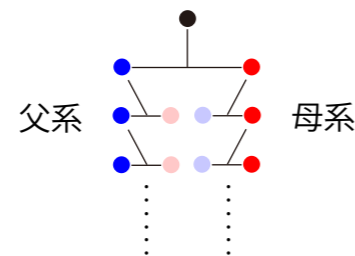
2.2.3 女系・男系

先祖溯行を全先祖でやったら、(見掛け)とんでもない数になる。



ちょっと世代を溯れば、もう收拾がつかなくなる。

そこで先祖溯行をする者は、父系ないし母系に限定して先祖遡行するというわけである。



2.3 複数個体の共通先祖

「複数個体の共通先祖」

ひとは、このことばを自明のように受け取る。

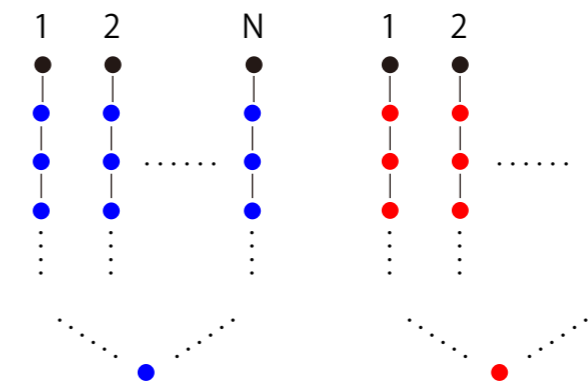
しかしこのことばは、いかようにも定義できるものである。

ひとはふつう、「先祖」を男系ないし母系で想う。

この場合は、つぎが「複数個体の共通先祖」の絵になる：

男系で考えたときの共通先祖(男)

女系で考えたときの共通先祖(女)



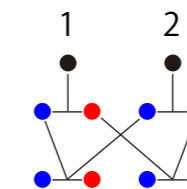
しかし「男系・女系」は、あくまでも偏った設定である。

遡行は、<男親への経路と女親への経路の両方をとり混ぜて遡行>である。

——そしてこのときの共通先祖は、男女いずれかの個体ではなく、一つの男女カップル(「アダムとイヴ」)になる。

しかし、<男親への経路と女親への経路の両方をとり混ぜて遡行>では、一般に共通先祖は一つに定まらない。

つぎは、最も簡単な場合である：



まだ問題がある。

「複数個体の共通先祖」を想うときの複数個体は、「同種の複数個体」で考えられている。

この「同種の複数個体」の「同種」の意味が、そもそも定まらないのである。

——こっちの問題の方が、根本的である。

複数個体が同種であるとは、どういうことか？

種の根拠にできるものは、現代では DNA である。

「同種」の判定になる決定的な DNA 構造があるということである。

そこで先祖遡行は、〈男親への経路と女親への経路の両方を使いつつ、この決定的な DNA 構造の所有者を遡行する〉というものになる。

この遡行は、とうてい成るものではない。

ただのことばである。

それでも仮にこれがゴールの一個体に至ったとしよう。

このとき、遡行経路からの分枝の格好になる無数の配偶者個体は、極端なことを言えば「異種」でもかまわないことになる。

話がひどくこんがらがってきた。

実際、話は循環しているのである。

「同種」は、「共通祖先」によって定義される。

しかし「共通祖先」の遡行は、「同種」が出发点になる。

「複数個体の共通祖先」の概念は、論理的には立たない。

論理的に立たないとは、幻想だということである。

3 「進化」の捉え

3.0 要旨

3.1 系統樹の形——ひとり勝ちと分化

3.2 過去は今の昔ではない

3.3 進化の逆行は、存在の解体

3.4 局在性 / 多様性

3.0 要旨

生物進化の系統樹は、生きている枝（末端が現生種の枝）と、死んだ枝（末端が絶滅種の枝）で成っている。

ここで、生きている枝の割合は、枝全体を砂漠としたときの一粒の砂くらいのものである。

よって、この樹は、死んだ枝ばかりのように見える。

これが、「系統」のイメージである。

「アイヌの系統」を考える時も、イメージはこれである。

いまに続く系統（「家系」）と途絶えた系統がある。

そして、途絶えた系統がほとんどである。

註：よって、「アイヌ資料」として収集・記録されたものに対し、そのまま「アイヌの」と銘打つのは、本来なら、一般化が過ぎることになる。

3.1 系統樹の形——ひとり勝ちと分化

集団を、家系の集合 $\{F_1, F_2, \dots, F_n\}$ で見る。

生物進化の系統樹が示唆するところでは、集団の遷移は〈家系 F_1, F_2, \dots, F_n の共存共生〉のようにはならない。

即ち、つぎのようになる。

- 1° 一つの家系 F_k が残り、他は断絶する。
- 2° 併せて、集団は F_k の分家の集合 $\{F_{k1}, F_{k2}, \dots, F_{km}\}$ のようになる。
- 3° 以上の繰り返し。

実際、分家はねずみ算式に生まれるわけであるから、一つ残る度にどこかの一家が断絶しないと、地上は家で溢れかえることになり計算が合わない。そしてこの数合わせは、〈全体で調整〉の形ではなく、〈一人勝ち〉の形で実現されるというわけである。

「アイヌの系統」は、このように捉えることになる。

家柄を誇る一家が存在している地方アイヌは、ほぼ、その一家の家系溯行のお終いになるアイヌ（家系が父系で表現される場所では男アイヌ、母系なら女アイヌ）の子孫である。

どの時点でも、アイヌ全体は比較的少数の家系で尽くされるように存在している。

そしてその陰で、膨大な数の家系が断絶している。

3.2 過去は今の昔ではない

母系樹形図も父系樹形図も、枝の殆どは死んだ枝（末端が死んだ個体）である。

生きている枝（末端が今生きている個体）は、死んだ枝の数と比べれば「ジャングルの中の一草」みたいなものである。

死んだ枝を、「伝承が断たれた枝」と読むべし。

このとき、《今に伝わっているものは、過去に失われたものの数と比べれば「ジャングルの中の一草」みたいなもの》となる。

これは、何を意味するか。

一草からジャングルが偲ばれないのと同じに、今から過去は偲ばれないということである。

過去は、今を古くしたものではない。

過去は、今の昔ではない。

「過去は今の昔ではない」の認識は、特にアイヌ研究の場合、重要である。アイヌは文字をもたなかったからである。

アイヌ研究は、過去の存在であるアイヌの研究であるから、アイヌ史を構築しようとするものである。

日本史の構築を見ると、これは結局、膨大な量の古文書の再編集作業である。古文書こそが、今の昔ではない過去を知らせてくれるものだからである。

日本史の構築は、膨大な量の古文書の存在が可能にしている。

翻って、膨大な量の古文書の存在が無ければ、日本史の構築は無い。

アイヌ研究においても、「膨大な量の古文書の存在」は必要条件になる。

しかしアイヌ研究は、この条件を欠く^{てい}体で立つのみである。

特に、現前の「アイヌ史」と称しているものは、アイヌ史ではない。

現前の「アイヌ史」は、「大いなる欠落」である。

そしてその欠落は、永遠にわからない。

3.3 進化の遡行は、存在の解体

源を目指して川を溯ることは、川の解体である。

現前の川は、無数の川の合流であり、そして合流する無数の川の間には本質的な差は無い。

川の源というものは、存在しない。

川は、「源」に解消するのではなく、無限分裂のかたちで解消する。

ひとが「川の源」と呼んでいるものは、便宜的に定めたものである。
即ち、《溯行で二股が現れたら太い流れの方を溯る》を以て溯り、途切れた箇所を「源」と呼ぶわけである。

「アイヌ資料」として収集・記録されたものは、進化してこれに至ったというものである。

この時代溯行は、古い形態・原初の形態を現すというものではない。

溯行は、＜解体して消滅＞である。

3.4 局在性 / 多様性

現前 presence は、偶然の産物である。

よって、その出現は局在的となる。

「アイヌ資料」として収集・記録されたものは、このようなものである。

収録されたそれらは、それぞれある地域・家系で伝承のものである。

「アイヌの〇〇」のタイトル（「アイヌの説話」など）は、ひとに「アイヌ全体のもの」の想いを抱かせるので、要注意である。

4 「人の移動・拡散」の捉え

4.1 ブラウン運動・拡散

4.2 特異化モーメントと均一化モーメント

4.3 蝦夷圏の移動

4.1 ブラウン運動・拡散

コップの水にインクの滴を落とすと、インクが拡散する。
これは、インク粒子のブラウン運動で説明される。

インク粒子は、ランダムに動いている。
そして、個々にランダム運動するインク粒子の系は、拡散するように遷移する。

地球上に現れたヒト種は、このように拡散する。
学者にはこの拡散を「移動」と解釈する者が多いが、それは「ランダム」の概念を持っていないためである。

1年に1mの拡散でも、4万年で地球一種の距離になる。

「1年に1m 拡散」を「移動」と呼ぶ者は、さすがにいないだろう。

ヒト（ホモ・サピエンス）種はアフリカ起源と言われているが、代々生活を営んでいると、気がつけば日本列島の中に居ることになるのである。

4.2 特異化モーメントと均一化モーメント

生物は進化する。

閉じた地域だと、これは独自進化になる。

同種でも、離れた地域では、異なる形質・生活様式を現すようになる。

これは、種の中の特異化モーメントである。

一方、個体はブラウン運動する。

離れて存在する集団も、そのうち混じり合うことがある。

このとき、形質・生活様式の違いは薄められる。

こうして種には、特異化モーメントと併せて、均一化モーメントがある。

生物の集団は、その中で特異化・均一化を繰り返し、先刻の自分を解体している。

川は同じに見えるが中身は絶えず変わっている。生物の集団も同じである。

「アイヌ」とは、このようなものである。

「アイヌ」は「集団」概念にはならない。——実際、集団を定義できない。

「アイヌ」は「系統」概念にはならない。——実際、系統を定義できない。

4.3 蝦夷圏の移動

アイヌとは、アイヌ文化を生きた者のことである。

そして、アイヌ文化の所在したところが、「蝦夷地」である。

アイヌ文化の内容は、(1) 漁獵採集の自給自足生活と (2) 商品経済（交換経済）の浸潤である。

「和人」とは、蝦夷地に浸潤してくる「商品経済」の謂いである。

「蝦夷地」は、移動する。

しかし全般的には、商品経済前線の北上を形とする。

この前線はやがて北海道に入り、北海道が「蝦夷地」の意味になっていく。

「蝦夷地」の移動は、人の移動である必要はないが、当然人の移動も含む。

商品経済前線の北海道入りは、この渾然とした移動模様の北海道入りである。

「北海道先住民」のカテゴリーを立て「アイヌ」を「北海道先住民」の意味にしたがる者がいる（「アイヌ民族」イデオロギー）が、このようなカテゴリーは立たない。

人の地というものは、はじめから人の出入りのある地なのである。

「蝦夷地」には、本州と北海道をまたいでいた時期がある。

「アイヌの系統」の内容のうちには、そのときの人の出入りも含まれてくる。

こうして、「アイヌの系統」は、いよいよわけのわからないものになる。

実際、「アイヌの系統」を考える作業は、この概念の解体作業になる。

「アイヌの系統」のことばは、その都度便宜的に、かつ便宜の意味を明示しつつ、用いるものである。

「アイヌの系統」が画定されるもののようにあると思うのは、妄想である。

5.1 「エミシ (蝦夷)」：狩猟採集生活者

つぎは、「エミシ (蝦夷)」が狩猟採集・非定住生活者であることを示す：

『日本書紀』卷第廿六

[齊明天皇五 (659) 年] (十月) 卅日、

……

天子問曰、此等蝦夷國有何方。

使人謹答、國有東北。

天子問曰、蝦夷幾種。

使人謹答、類有三種。

遠者名 都加留、次者 麁蝦夷、近者名 熟蝦夷。

今此熟蝦夷 每歲入貢本國之朝。

天子問曰、其國有五穀。

使人謹答、無之。

食肉存活。

天子問曰、國有屋舍。

使人謹答、無之。

深山之中、止住樹本。

5 「狩猟採集生活圏」の捉え

5.1 「エミシ (蝦夷)」：狩猟採集生活者

5.2 農耕生活圏の進出

5.3 東北アイヌ

5.4 エミシとアイヌの関係

5.5 渡党とアイヌの関係

5.2 農耕生活圏の進出

農耕生活圏は、狩猟採集生活圏の中に進出する。

進出は、つぎの形をとって実現されていく：

- ・ 敵対・防衛・攻撃
- ・ 植民
- ・ 懐柔・同化

この「進出」は、「侵攻」と同じではない。

文化の異なる二つの生活圏の隣接は、各々の生活のダイナミクスによって、結果として一方による他方への「侵攻」になるということである。

註：例えば防衛は、防衛にとどめておけるものではなく、打って出ることになる（「攻撃は最大の防御」になってしまう）。

『続日本紀』「巻第七」, 1, p.183

[靈龜二 (716) 年九月]

乙未 (二十三日)。

従三位で中納言の巨勢朝臣萬呂は (つぎのように) 言上した。

出羽国を建ててすでに数年を経たにもかかわらず、官人や人民が少なく、狄徒 (えみし) もまだ (朝廷の統治に) なつていない状態ですが、その土地はよく肥え、田野も広大で余裕があります。どうか、近くの国の民を出羽国に移り住まわせて、狂暴な狄 (えみし) を教えさとし、あわせて土地の収益を維持できるようにしたいと要望します。

これを許した。

それで陸奥国の置賜・最上の二部と、信濃・上野・越前・越後の四国の人民を、百戸ずつ出羽国に付属させた。

『続日本紀』「巻第九」, 1, pp.247-249

[養老六 (722) 年四月]

乙丑 (二十五日)。

太政官は (つぎのように天皇に) 奏した。

このごろ、辺境の郡に住んでいる人民たちは、にわかには外敵 (の侵略) を受け、そのためついに西や東に逃げまどい、流浪し分散しています。

もし今 (彼らに) あわれみと恵みを加えなければ、恐らく後に悪影響をのこすことでしょう。

それゆえに聖王が制度をたてるについて、辺境 (の人民の生活) を充実させることにも努めるのは、思うにこの中国 (蛮夷の国に対する中華の国。ここでは日本をさす) を安んずるためでありましょう。(そこで) つぎのようにお願いします。

陸奥按察使が管轄する地域内の人民の庸・調をますます免除して、(百姓に) 農耕と養蚕をわりあてて勧め行なわせ、弓を射る術と乗馬を教習し、さらに辺境を援助する財源を税として取り、(これを) 蝦夷に賜う禄にあてさせたいと思います。

その税は、(按察使管内の) 兵卒一人につき長さ一丈三尺、幅一尺八寸の麻布を出させることにし、三人分 (の布) で一反とします。(つぎに) 陸奥の国出身の授刀寮の兵衛・衛士、及び位子・帳内・資人、ならびに防閤・仕丁、采女・仕女 (諸国から中央に徴集され、裁縫・洗濯・炊事など宮中の雑役に使役される女性) など、この類の人びとは全員帰国させて、もとの地位にもどすことにします。

もし (彼らのなかに) 考 (官吏としての勤務評定をうける資格) を得ている者がいるならば、六年間 (の評定) によって位を授けることにし、一度位を授けたならそれ以後は外考 (地方官としての勤務評定で、八～十年ごとに叙位される) とします。

そして他の土地の人びとが (陸奥国に来て)、何年も居住しているならば、従来の例に従って税を徴収する、現在、移住して来て土地を占めた場合は、一年間税を免除し、以後は従来の例によ (り徴税す) る、というようにしたいと思います。

また、食物は人民にとって最も大切なものであります。

(それ故、食物を確保するために) 時宜にかなった方策をうち出すことは、国を治めるための重要な政策です。

(そこで) つぎのようにお願いします。

農業を奨励して穀を蓄積し、それによって水害や旱魃に備えますが、ついでには所司に委任して人夫を徴発し、肥沃な土地の良田百万町を開墾したいと思います。

そして (人夫の) 労役は十日を限度とし、食料を支給し、使用する道具類は官物を借し与えることにし、秋の収穫ののちすぐさま (それらの道具類を農民たちに) 造らせ準備させます。

もし、国司や郡司のなかで、詐って (この仕事を) 遅らせ、背て開墾しない者があれば、(国司・郡司は) 両方ともすぐさま解任することにします。

(また彼らは) 恩赦に会ったとしても詳す範囲には入れません。

もし、国内の百姓のなかで、荒野や未耕地によく労力を加えて（開墾し）、雑穀を三千石以上収穫したときには、勲六等を賜い、一千石以上のときには、終身租税負担を免除したいと思います。

現に八位以上の位階をもっておれば、勲位一段階を加えることにします。

（しかし）褒美の賞をもらってのち、仕事を怠って（開墾地の）耕作を停止したならば、位記（位階授与の証書）を返還させ、もとの地位にもどします。

また、公私の出拳（^{すいこ}稲や銭などの利息付き貸付け）の利率は三割にしたいと思います。

また、兵士を用いるのに肝心なのは衣と食を根本とすることだと言います。

鎮所に食料のたくわえがなければ、どうして固く守ることができるでしょうか。

（そこで）人民に募って穀を出させて、鎮所に運輸させ、その道程の遠近をはかつて（遠・中・近の）等差を定めることにします。

そして積み運んだ量が（鎮所より）遠ければ二千斛、次に遠ければ三千斛、近ければ四千斛で、それぞれ出した者に、外従五位下の位を授けたいと思います。

（天皇は太政官の）奏を許した。

六位以下、八位以上（の位階の授与）については、（鎮所までの）道程の遠近や運輸する穀物量の多少に随って等差があった。

（これについては）^{きやく}格の中につぶさに語られている。

『続日本紀』「巻第九」, 1, p.258

[養老七 (723) 年八月]

己卯 (十七日)。

出羽国司・正六位上の多治比真人家主は（つぎのように）言上した。

^{えみし}蝦夷らすべて五十二人は（征討に際しての）功績がすでに顕著ですが、いまだに褒賞の恩恵にあずかつておらず、（彼らは）くびを長くして天恩が下されることを長らくの間切望しています。

謹んで思いますが、よい餌を付けて釣れば必ず深い淵にいる魚も捕えることができ、俸禄を重くすれば必ず忠節を尽くす家来があらわれる（といいます）。

今、この愚かな^{いてき}夷狄も、やっと君命のままに奔走するようになりましたが、久しく（彼らを）いたわりなくさめなければ、再び（君命に従わず）散り散りになることでしょう。

そこで（蝦夷らの褒賞の件について）この書状につぶさに述べて裁定を得たいと思います。

（天皇は）勅して、その功績に応じてそれぞれ褒美と位を与えた。

『続日本紀』「巻第十」, 1, pp.311,312

[天平二 (730) 年正月]

辛亥 (二十六日)。

陸奥国が（つぎのように）言上した。

「管轄下にある田夷村の蝦夷らは、久しい以前から反逆心をすてて、すでに教導に従っています。

（そこで）田夷村に郡役所をつくり（新郡をたてて）、（蝦夷を）百姓（公民）にしたいと思います」と。

これを許可した

『続日本紀』「巻第十二」, 2, pp.45-48

[天平九 (737) 年四月]

戊午 (十四日)

陸奥国に派遣された持節（征夷）大使で従三位の藤原朝臣麻呂らが（つぎのように）言上した。

去る二月十九日に陸奥国^{たが}多賀に到着し、鎮守（府）将軍で従四位上の大野朝臣東人と協議し、また、常陸・^{ひたち}上総・^{かづさ}下総・^{しもふさ}武蔵・^{こうづけ}上野・^{しもつけ}下野等六カ国の騎兵、総計千人を召して、海ぞいと山中の両道を開かせましたので、^{いてき}夷狄たちはことごとく疑いと畏怖の念を懐いております。

そこで、農耕に従事している^{えみし}蝦夷で遠田郡の郡領・外従七位上の遠田君^{おひと}雄人を海ぞいの道より、帰服した蝦夷の和我君計安壘を山間の道よりそれぞれ派遣し、遣使の趣旨を告げてなだめ諭し、これを鎮撫しました。

そして勇敢で強健な者百九十六人を選んで将軍の東人に委ね、四百五十九人を玉造などの五つの柵に分属させました。

麻呂らは残りの三百四十五人を率いて多賀柵を守備し、副使・従五位上の坂本朝臣宇頭麻佐は玉造柵（古川市東大崎名生館遺跡か）を守り、判官・正六位上の大伴宿禰^{みの}美濃麻呂は新田柵（宮城県遠田郡田尻町八幡付近か）を、（陸奥）国の大掾・正七位下の日下部宿禰^{くさかべ}大麻呂は牡鹿柵（宮城県桃生郡矢本町赤井星場遺跡か）を守備し、その他の柵は従来どおり鎮守いたしておりました。

(二月)二十五日に将軍東人が多賀柵より(賊地に向けて)進発しました。

四月一日、(将軍東人は、征夷)使の配下の判官・従七位上の紀朝臣武良士らと(東人に)委ねられた騎兵百九十六人、鎮(守府)の兵四百九十九人、陸奥国の兵五千人、帰服した夷狄二百四十九人を率いて、管内の色麻柵(宮城県加美郡中新田町城生遺跡か)を発し、その日のうちに出羽国大室駅(山形県尾花沢市)に到達いたしました。

(一方)出羽の国守で正六位下の田辺史難波は、管内の兵五百人と帰服した夷狄百四十人を率い、この(大室)駅に滞在し待機すること三日で、将軍東人(の軍勢)と合流して賊地に入り、道を開拓しながら行軍しました。

ただ賊地は雪が深く、^{まくさ}稜は確保しにくく、そのため、雪が消え草が生えるのをまって、また改めて軍を遣わすことにしました。

同月十一日、将軍東人が引き返して多賀柵に帰還しました。

(東人)自らが指導して新たに開通させた道は全長百六十里、(その間)あるいは石を砕いたり樹を保ったり、あるいは^{たに}溪を埋め峯をこえて通しました。

賀美郡から出羽国最上郡玉野(尾花沢市の地であろう)に至る八十里は、全て山野で、地形は険しいとはいえ、人馬の往復に大きな^{かんなん}艱難はありません。

玉野から賊地の比羅保許山に至る八十里は、地形は平坦で危うく険しい箇所は存在いたしません。(その先は未踏査ですが、帰順した)夷狄らは、

「^{ひらほこ}比羅保許山から雄勝村に至る五十里余りは、その間は平坦です。ただ二つの河があって、増水するたびに両方とも船を用いて渡らなければなりません」

とっております。

四月四日(将軍東人らの)軍勢は賊地内の比羅保許山に駐屯しましたが、これより先、田辺(史)難波の書状がきて、

「雄勝村のさきで服従した蝦夷の長ら三人が投降し、拝伏して、
『官軍が我々の村に入ろうとされていると承ります。(そのような事態になれば)不安をおさえきれませんので、降伏しようとしてやってきました』

とっております」

と伝えてきました。

(しかし)東人は、

「投降の夷狄にはたいそう悪だくみが多く、その言葉も変ることがある。安易に信ずることができない。重ねて帰順したいというならば、その時点で合議しよう」

といたしました。

(それに対して)難波は建議して、

「軍勢を進めて賊地に入るとことは、夷狄を教え諭し、城柵を築いて民を(移して)住ませるためです。何も兵を苦しめ、帰順する者を傷つけ殺そうというではありません。もし投降の請願を許さず、無視し圧迫して直ちに進攻したなれば、帰順した夷狄たちは恐れ^{うら}怨んで山野に遁走するでしょう。(それでは)労多くして功少ないこととなり、おそらく上策とはいえません。(いまは)官軍の威勢を示しておいて、この地から引き揚げるにしくはないでしょう。そのあとでこの難波が帰順の幸せを諭し、寛大なめぐみで^{なつ}懐けてみせましょう。そうすれば則ち、城郭は守備しやすく、人民は永く安らかになるでしょう」

といったので、東人はそのとおりであると考えました。

また東人の本来の計略では、早期に賊地に入り、耕作して穀物を貯え、兵糧を搬送する費用を省くことにありました。

しかし今春は例年に倍する大雪が降り、これによって、早期に入って耕作することができなくなりました。

天の与えた条件がこのようなので、すでに本来の意向とは違ってきています。

一体、城郭を造営することぐらひはすぐにもできます。しかし城を守るのは人間であり、人間の生存は食糧によります。耕作の時候を失えば、何を(食糧として兵士に)給することができますか。さらに兵士というものは、利益をみて行動し、利益がなければ動きません。

それ故に、軍勢を引き揚げて帰り、今後をまって始めて城郭を造営することにします。

ただし東人は、自ら賊地に進攻するため、将軍として多賀柵を守備する許可を請うています。(しかし)いま新道は既に開通し、地形を直接に視察しましたので、後年になって、東人が自ら攻め入ることはしなくても、事は成就させることができます。

臣下たる麻呂らは愚かで事情に明るくはありませんが、東人は久しく将軍として^{ためし}辺要の地におり、作戦が的中しなかった例はほとんどありません。のみならず、自ら賊軍の地に臨み、その形勢を熟知し、深慮遠謀の上で、このような(作戦を)企てました。

〔そこで〕謹んで事の次第を記し、天皇の裁決をおうかがいします。

ただこのごろは〔情勢も〕平穩で、農作業の時節にも当たっておりますので、徴発している兵士は一旦解放し、その一方で〔以上のような〕奏上をいたすところです。

『日本三代実録』「卷第卅三 起元慶二 (878) 年正月尽元慶二年六月」

〔三月〕

pp.483,484

廿九日乙丑晦。出羽国守正五位下藤原朝臣興世飛駟上奏。夷俘叛乱、今月十五日焼損秋田城并郡院屋舎城辺民家。仍旦以鎮兵防守、旦徴発諸郡軍。勅符曰。彼国今月十七日奏状、既知、夷虜悖逆、攻焼城邑。犬羊狂心、暴悪為性。不加追討、何有懲乂。事須量発精兵、扼其咽喉。但時在農要、人事耕種。若多動衆、恐妨民務。夫上兵伐謀、而將不戰。巧設方略、以安辺民。亦別有勅符、下陸奥国。若当国之兵力不足制者、早告陸奥、令其赴救。凡蛮貊之心、候時而動。雖云醜類之可責、抑亦国宰之不良。宜施慰撫之化、以遏風塵之乱。又勅符陸奥国司曰。得出羽国今月十七日奏状。逆賊悖乱、攻焼城邑。两国接境、非常難知。若無予戒、何備不虞。宜加警肅以鎮国内。亦若出羽国来請援兵、随発精勇、応時赴救。兵貴神速、罪深逗留。待其告急、莫失事機。

……

〔四月〕

pp.484,485

四日癸巳。広湍竜田祭如常。

是日。出羽国守正五位下藤原朝臣興世飛駟奏言。秋田軍城邑官舎民家、為凶賊所焼亡之状、去月十七日上奏。厥後差権掾正六位上小野朝臣春泉、文室真人有房等、授以精兵、入城合戦、戎党日加、彼衆我寡。城北郡南公私舎宅、皆悉焼残。殺虜人物、不化勝計。此国器仗、多在彼城。拳城焼尽、一無所収。加之去年不登、百姓飢弊。差発軍士、曾無勇敢。望請隣国援兵、勦力襲伐。勅符曰。重得奏状、具知賊勢転盛、疽食浸淫、非常之事、変態難量。能加望遏、莫令滋蔓。去月廿九日、勅符下彼国訖。計也応到。亦同日勅符、下陸奥国、令其赴救。今重勅陸奥国、発兵二千。宜首尾合戦及早禽獲。務尽上策、定我下土。又下勅符於陸奥国曰。重得出羽国奏状稱。賊勢転盛、衆寡不敵。非有救兵、難加独制者。事既非常、或恐生变。宜発精勇二千、星火馳救。禽敵有期、失機遺悔。兵家所謂疾雷不及掩耳也。若致遅留、処以重科。亦其所発之士、各備路粮。仍須差国司掾目各一人、押領其事。

……

p.486

廿八日癸巳。出羽国守正五位下藤原朝臣興世飛駟奏言。賊徒弥熾、不能討平。旦差六百兵、守彼隘口野代衛。比至焼山、有賊一千余人。逸脱帰者五百余人。城下村邑、百姓廬舎為賊所焼損者多。▼即日勅符曰。重得奏状、具知凶類滋蔓、殺略良民。発兵以来、望有成效。而今官軍致敗、賊徒作氣。用兵之道、豈若此乎。今勅上野下野等国、各発一千兵。亦重勅陸奥国、責以緩救。宜合三国兵、一時擒滅。凡軍陣之法、必有注記。諸事大小、皆在目前。察其所縁、為凶成敗。今所上奏状、極為省略。胡城雲隔、魏闕天遥。路遠事疑、非可指問。必須事無巨細、委曲記録、令可知見。老弱在行、耕種廢務。早休染鏑之勞、当崇□弓之化。』勅符陸奥国曰。得出羽国今月十九日奏状稱。狡寇未平、戎士多没。請援彼国、已及五度。而多経旬日、未有来救。孤城拒守、事変難測者。今如来奏、甚似惰慢。仮有当府之不虞、何忘隣境之危急。宜早差発兵二千人、応機奔救。齊心同力、撲掃妖氣。若重稽引、国有嚴刑。速施破竹之勢、勿貽反水之悔。』又勅符上野下野两国曰。得出羽国今月十九日奏、已知凶類氣盛殺略良民。鼠輩発狂狼戾無已。不加利刃、何懲逆心。宜各初一千兵、星夜赴救、表裏合勢、腹背攻撃。凡隣境之義、実須相援。況於国賊、何不共討若致遅留、論之如律。亦其所発之士、各備路粮。便遣国司目已上一人、史生品官一人、押領其事。已此一挙之兵、早成万全之計。

……

〔五月〕

p.488

五日庚子。停端午之節。

是日。陸奥国守正五位下源朝臣恭飛駟奏言。発兵二千人、差遣出羽国既畢。更依彼国請、亦発五百人。又恐。当国之夷、依隣国之警、動其狼心、掉其萬尾。請発援兵二千人、以守要害之处。』勅符曰。得彼国去月廿五日奏状、具知差発援兵、赴救出羽。亦来奏以為、凶逆詐態、日衰縁隙。請発国内之控弦、以備醜類之逆寇。事在慎微。俯依来奏。今須簡練精勇、拒守要害、兼張遠邏、令其候望。但軍興之後、府帑無余。久動士衆、恐費粮食。量施方便、早休勞役。奉我朝威、以警夜事。』勅曰。出軍之道、用兵之方、事有緩急、理亦輕重。而或国発軍之後、飛駟言上其由。徒驚物聽、無益於事。宜令上野下野陸奥出羽等国、自今以後、駟通奏上、一如延暦十三年二月乙未勅。

……

〔六月〕

pp.489,490

七日辛未。出羽国守藤原朝臣興世飛駟奏言。権掾小野春泉、文室有房等、在秋田營。去四月十九日、遣最上郡擬大領伴貞道、俘魁玉作宇奈麻呂、将官軍五百六十人、須候賊類形勢。路遇賊三百余人合

戦、射傷賊十九人。官軍被傷七人。貞道中流矢而死。廿日賊衆増加、不可相敵。会暮戦罷、引軍還營。明日凶徒挑来接戦。賊試射五十三人、瘡者卅人。官軍死并瘡痍者廿一人。奪取賊弓卅一、靱廿五、襖十七領。米穀糯稻、亦復有数。焼賊廬舎十二、生虜七人。官軍疲極、射矢亦尽。因引還營。今月七日、重遣宇奈麻呂、登高候望。俄爾遇賊、拔劔相戦、斬首二級。宇奈麻呂、没於賊手。其後有俘囚三人来言。賊請秋田河以北、以為己地。更有賊五人、着甲冑、伏隠草中。遣輕兵百余人、追射殺三人、奪鞍馬弓矢靱劔等物有数。自後賊徒猥盛、浸凌不息。官軍征討、未由摧滅。

重飛駢言曰。権介藤原朝臣統行、権掾小野春泉、文室有房等、進至秋田旧城。蓄甲積糧。陸奥押領使大掾藤原梶長等、所將援兵、与本国兵卒、合五千余人、聚在城中。賊出不意、四方攻困、官軍力戦、賊勢轉勢。権介統行等、戦敗而帰。権掾有房、殊死而戦、殺賊数人、賊矢中左脚、被瘡逾厲。軍無後繼、隨身逃帰。権介統行男、從軍在戦、及権弩師神服直雄、並戦而死。甲冑三百領、米糯七百碩、衾一千条、馬一千五百疋、尽為賊所取。自余軍実器仗什物、一無在存者。

……

pp.491,492

十六日庚辰。雷電、雨下如倒井。京城之内、溝渠皆溢、霹靂於東寺幡竿。出羽国守藤原朝臣興世飛駢奏言。賊峯強盛、日增暴慢。困守營所、視無去意。官軍畏懦、只事逃散。陸奥軍士二千人、押領使大掾藤原梶長等、窃求山道、皆悉逃亡。』即日、勅符曰。重有来奏、具得事趣。依先日奏、遣陸奥鎮守將軍小野朝臣春風、権介坂上大宿祢好蔭等、各領精勇五百人、日夜赴彼既畢。事具前符。亦依今日奏、更下陸奥国、追還逃亡兵士二千人。国宜知之、率其虎旅、□彼烏合。当奉王師之威、早献凱歸之効。』又勅符陸奥国曰。得出羽国奏稱。逆虜縱逸、獷暴日甚。彼国軍士二千人、顧望避敵、亡帰本国者。断勢制勝、自有其方。而今各重身軀、無意掠戦。糧資醜類、力屈凶威。豈回王者之師、自貽敗軍之耻。宜更選定国司主典已上精強了事者、令領彼亡帰二千兵、早入出羽。若彼逃亡人等。未尽歸集者、更簡更兵、加足前数。夫將軍死綏、誅之無救。故曰。有前一尺、無却一寸。宜知此意、諭夫兵士、令其自知。若重亡帰者、以軍法從事。

『日本三代実録』「卷第卅四 起元慶二 (878) 年七月尽元慶二年十二月」

[七月]

pp.494,495

十日癸卯。出羽国飛駢奏曰。正五位下守右中弁兼権守藤原朝臣保則到国、察向前之行事、運行軍之籌策。遣権掾文室真人有房、左衛門権少尉兼権掾清原令望、上野押領使権大掾南淵秋郷等、率上野

国見到弊六百余人、屯秋田河南、拒賊於河北。又秋田城下賊地者、上津野、火内、楯淵、野代、河北、腋本、方口、大河、堤、姉刀、方上、焼岡十二村也。向化俘地者、添河、霸別、助川三村也。令此三村俘囚并良民三百余人、拒賊於添河。次攻雄勝、後浸府。其雄勝城、承十道之大衝也。国之要害、尤在此地。仍遣左馬大充藤原朝臣滋実、左近衛將曹兼権大目茨田貞額等、以雄勝、平鹿、山本三郡不動穀、給郡内及添河霸別助川三村俘囚、慰諭其心、令相励勉。於是、俘囚深江弥加止、玉作正月麻呂等、誘率三村俘囚二百余人、夜襲殺賊八十人、焼其粮食舍宅、感恩賚也。或云。津輕地夷狄或同、或不同。若不同者、以上野国軍、將得討滅。遂同者、雖大兵難可輒制。上野、下野、陸奥三国軍士、惣四千人。其陸奥軍先既亡帰。上野軍旦来六百余人、下野軍雖入堺首、未知強弱。津輕夷俘、其党多種、不知幾千人。天性勇壯、常事習戦。若速逆賊、其鋒難当。請發常陸武蔵两国軍合二千人、以誠備非常。

是日。勅符曰。去月廿八日奏状、今日到来。賊中消息、委曲具至。指其事实、足可見知。夫以夷狄攻夷狄者、中国之利也。今覽来奏、給於勝郡俘囚、以官米穀、多破賊徒、豈此一挙、計之上者也。亦来奏以為。津輕夷虜、天性兇獷。若速凶類、実為難制。塞下流言。南北異口。或云既同、或云未同。請發常陸武蔵等国兵、備其非常、出於不意。今如奏状、同非未審。若果不同者、所率見兵可得摧破。加之小野朝臣春風、坂上大宿祢好蔭等、各領精兵、行当到著。宜待共征振其威武。但予勅諸国、令簡勇士。若有危急、馳伝上奏。隨即差發、赴救非晚。務運奇策、擊其凶心。滋実者、守藤原朝臣興世之子也。有意温清、繫行在彼。時值賊乱、早不肯還。有勅、便令從軍也。』出羽国正三位勲五等大物忌神、正三位勲六等月山神并益封各二戸。本并各四戸。每發軍使国司祈禱。故有此加増也。

……

[十月]

pp.501,502

十二日甲戌。出羽国司飛駢奏言。秋田營申牒稱。八月廿九日、逆賊三百余人、来於城下、願見官人特得乞降。権掾文室真人有房、左馬権大充藤原朝臣滋実二直到賊人、単騎直到賊所。賊先申心憂、次乞降。有房等雖不被明詔、而予聽其降。

是日。陸奥権介從五位下坂上大宿祢好蔭、率兵二千人、自流霞道至秋田營。賊乞降之日、好蔭鼓躁而来。盛建旗幟、亦威賊虜。論之當時、似有遠略。又鎮守將軍從五位下小野朝臣春風、九月廿五日、率軍四百七十人、来着秋田營以北。即言曰。春風重含詔、先入上津野、教諭賊類、皆令降服。賊首七人、相從同来。從去八月、賊降之状、相続不絶、野心難量、抑而不許。今春風自入賊地、取其降書。亦其

酋豪随而共来。以此見之、知有降心。但義従俘囚等申云。奉従国家、為賊所怨。若不殄滅、後必相報。仇家多種、何得不恐。加之、乞降者、其体疎慢、不叶旧例。俘囚所陳抑有道。春風所行亦復不虛。臣等不知所裁。謹佇明詔。

『日本三代実録』「卷第卅五 起元慶三(879)年正月尽五月」

[正月]

p.507

十一日辛丑。従五位上守左近衛少将兼行大宰権少式藤原朝臣房雄為少式。少将如故。(云々。廿三人。)

是日。出羽国飛騨奏言。去年十二月十日、凶賊悔返噬之過、致束手之請。便返進所略奪之甲廿二領言曰。所取甲冑。其数不少。任己狂心。皆悉載破。称身約裁。一无全者。加之、賊類或入奥地、或所居隔遠。其遺甲冑、搜求追進。於是、正六位上行左衛門権少尉兼権掾清原真人令望。左馬権大充正七位下藤原朝臣滋実。右近衛将曹兼権大目従七位上茨田連貞額等進議曰。今乞降之賊二百人。所進甲冑已少。野心難測。疑是矯飾。須待後進、一度計納。陸奥鎮守將軍従五位下小野朝臣春風議曰。春風自入賊地、具知逆類悔過之心。今亦蒙犯霜雪、乞降懇切。若懷疑虜、抑而不納、猶去逸就勞、非所以樂成。正五位下守右中弁兼行権守藤原朝臣保則等商量。雖令望之議、已有道理、而春風之謀、非无便宜。故殊加慰納、緩其嚴誅。亦渡嶋夷首百三人、率種類三千人、詣秋田城。与津軽俘囚不連賊者百余人、同共歸慕聖化。若不勞賜、恐生怨恨。由是、遣従五位下行権介藤原朝臣統行。従五位下行権掾文室真人有房及令望。滋実。貞額等勞饗。

引用文献

- ・『続日本紀』「天平九[737]年四月戊午」
 - ・直木孝次郎・他[訳注]『続日本紀1』,平凡社,1986
 - ・同『続日本紀2』,1988
- ・『日本三代実録』
 - ・経済雑誌社[編]『国史大系 第4巻 日本三代実録』,経済雑誌社,1901
 - ・国立国会図書館デジタルコレクション

5.3 東北アイヌ

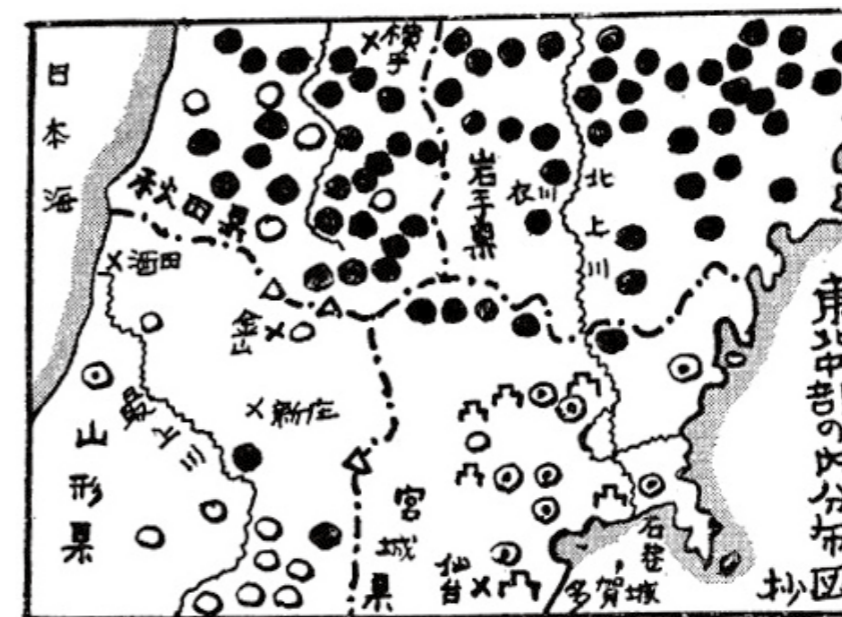
山田秀三(1972), pp.99,100

東北北半の、これらアイヌ地名群在地については、これらの地名はアイヌ語を話していた人、つまりアイヌ語種族がこの名をつけたと考えざるを得ない。

群在すると言ったが、その分布状態は、平地に少く山間僻地に多い。平地は早く開けて、旧地名の消滅が多かったのかもしれない。注目すべき点は、これらの地名が大川の源流の山合いの沢筋に集団的に残っていることである。

それから見ると、アイヌ語種族が、海漁、交易等のために、一時滞留してつけた地名ではない。内陸深く居住していた人々がつけた地名である。

同上, pp.100-102




- ：和名くさいものでも、土地がら要研究と思ったもの
- ◐：アイヌ地名のにおいは濃い、なお疑いを残しているもの
- ：だいたいアイヌ系の地名と思われるもの

『日本書紀』の終りごろから『続日本紀』にかけて、つまり飛鳥時代から奈良朝の時代に、東北の蝦夷の記録が多く残されているが、そのほとんどはこの図の中が舞台なのであった。

アイヌ地名群在地の南限の線は、奈良朝初期の、和人政権と蝦夷との勢力圏の境界線でもあったことに注意して戴きたい。

その頃の和人政権の拠点の多賀城であり、その出城のような

牡鹿、中山、新田、玉造・色麻(しかま)等の諸柵が仙台の北の低平地の中に半円形に並んでいて、和人の農地を守っていた。

その柵の具体的位置は伝承おぼろであるが、仙台の伊東信雄博士の研究を聞かせて貰った知識で、ぐるぐると地形を見て回ったことがある。その頃の諸柵は、だだっ広い大崎田んぼの中の微高地みたいな処で、西部劇に出て来る米国騎兵隊の砦を思わせる。北に宮城県北辺の丘陵を睨んでいる。そこから蝦夷が出て来て、当時の言葉でいえば、百姓を荒掠したのであろう(図に  でその柵を入れた)。

天平九年(七三七)征夷將軍大野東人^{おおのあずまびと}は、西側の賊地男勝村^{おがち}(秋岡県南部)を征する策をたてた。まず東側から手抜きできるように、三陸と岩手県南部に夷種の使を出して賊を慰撫し、また万一に備えて前記諸柵に守兵を配り、後顧の憂を断ってから、山越えて西側の山形県に入った。そこで当時としては大兵の六千数百を率いて北進し、賊地比羅保許山^{ひらほこ}に屯^{たむ}ろして秋田側の男勝村をうかがった。

比羅保許の位置も判然としないが、昔の交通路やその時の行程から見ると、県境に近い金山^{かなやま}の辺らしい。比羅保許は北海道アイヌ地名の流儀で読めばピラ・ポク(崖・下)となりそうだ、あの辺は急峻な山が多い。

そこまで、大変な手数で来たのに、名将の聞え高い大野東人は、実地に来て見て、短兵事を起して蝦夷と摩擦を起せば、長期ゲリラ戦になって不得策という判断を下し、頭をめぐらして、さっさと宮城県に戻ってしまったのであった(註1)。

その後、雄勝に郡(和人の)を建て、柵をつくるまでに二十二年かかっている。ここで述べたアイヌ地名群在地の南限線を越えるのに、いかに細心の注意が必要であり、それが遠慮しながら行われなければならなかったかが分る(その雄勝郡も奈良朝末期に蝦夷から侵されたことが記録されている)。

この南限の線の北では、アイヌ語族の勢力が強く、単なる武力制圧で和人農地化することには困難が伴ったものらしい。これから平安朝初期までの状況を見ると、短慮な出先官憲が夷種を侮蔑したり、搾取したりして兵乱、紛争の種を蒔いている。逆に賢明な將軍や指導者は、蝦夷をたてて事を運び、治安の回復、維持を図っていたことが、処々の記事からうかがえる(註2)。アイヌ語族の立場をある程度認めることにより、統治が行われたものらしい。アイヌ地名がこの南限線から北に多く残ったのはそんな関係からである

うか。

ここでは、ここに地名の大きな断層があったことを報告するに止めたいが、その事実は、日本列島史の文化、産業、政治等々の角度から見て、いろいろなことを暗示しているような気がしてならない。

註1: ここで引いているのは、『続日本紀』のつぎの箇所である:

「天平九[737]年四月戊午」

註2: ここで引いているのは、特に『日本三代実録』のつぎの箇所である:

「卷第卅三」三月廿九日、四月四日、廿八日、五月五日、

六月七日、十六日

「卷第卅四」七月十日、十月十二日

「卷第卅五」正月十一日

→ 5.2 農耕生活圏の侵出

同上, p.103

この本の第一の要点は、

アイヌ地名を残したものが、どんな人たちであったかは分らない、だがアイヌ語を話していた人々、つまりアイヌ語種族であったことは確かである、

またその人々は、いわゆる東北の蝦夷であったらしい、ということである。

第二の点は、

日本列島のどこまでアイヌ地名があったかも分らない。しかし地名が濃厚に残っていて、個々の語形や地形からも、また残った地名の特色の総合的比較からも、アイヌ地名地帯と、はっきり断定できる土地の南限は、宮城県の北辺から、山形、秋田県境に連なる線である、

ということである。

この二つの結論は、北海道、東北地方の夥しい地名を、長年月かけて吟味し、現地調査して来た材料を総合して導き出した。

アイヌとは、アイヌ文化を生きた者のことである。

アイヌ文化は、狩猟採集文化である。

狩猟採集文化は、独特の地名を生む。

アイヌ地名は、これである。

翻って、アイヌ地名の頻出するところは、アイヌのいたところである。
 東北北半は、アイヌ地名の頻出するところである。
 したがって、東北北半はかつてアイヌのいたところであった。

引用文献

- ・山田秀三 (1972) : 『アイヌ語種族考』
- ・『山田秀三著作集 アイヌ語地名の研究 1』, 草風館, 1995, pp.73-104

5.4 エミシとアイヌの関係

狩猟採集生活者は、農耕生活者と領土を争うことになる。
 時の権力が農耕生活者を基盤にするものであり、そして史記をつくるものであるならば、その史記には狩猟採集生活者との戦いが自ずと記述されることになる。

これに該当するものは、「蝦夷^{えみし}」が出てくる史書である。
 その「蝦夷」は、東北の狩猟採集生活者である。

こうして、「東北の蝦夷 = 東北の狩猟採集生活者」「東北の狩猟採集生活者 = 東北のアイヌ」の2式が立った。
 そして史書に出てくる「東北地方の狩猟採集生活者」の名は「蝦夷」に限る。
 そこで、「東北の蝦夷 = 東北のアイヌ」の等式がしぜんに思われてくる。

しかし、「東北の蝦夷 = 東北の狩猟採集生活者」「東北の狩猟採集生活者 = 東北のアイヌ」の2式には、「時間差」を考慮しなければならない。
 実際、「狩猟採集生活者」といっても、その文化形態はいろいろであり得る。「進化」の考えに立てば、狩猟採集生活者に対しても「主役交代」の歴史を考えねばならないわけである。

この進化史は、わかりそうもない。
 実際、「東北の蝦夷 = 東北のアイヌ」となるのはどんな場合か、考えてみよ。それは、《「蝦夷」と題しアイヌ文様がその中にある奈良・平安朝期の絵が発見される》といった類の、ありそうもない場合に限られるのである。

結論：「東北の蝦夷」が「東北のアイヌ」かどうかは、いまとなつては分からぬことである。

5.5 渡党とアイヌの関係

高倉新一郎 (1959), pp.4,5

蝦夷ケ島の住民についてやや詳細な記事が見えるのは「諏訪大明神絵詞」である。

これは信濃国諏訪神社の神主で、足利尊民から重く用いられた小坂円忠が、延文元年(1356)に、当時紛失していた同神社の祭絵を再興しようとして、文筆家・画人等の協力を得、完成したもので、縁起三巻・祭七巻より成っていた。

その縁起は、いうまでもなく、諏訪大明神の靈験を数え挙げているのであるが、その第三巻に、元亨二年から正中二年(1322 - 5)にかけて津軽の豪族安東家に嫡庶争があり、兄弟同志干戈^{かんか}を交えたので、幕府がこれを鎌倉に呼んで裁判中、残った者が人数を集めて乱を起したため、討手を差向けたが、中々手強く、討手も攻めあぐんで冬を迎え、非常な苦戦が予想されたところ、諏訪明神の靈験によって突然敵が降伏し、無事凱旋することが出来たという記事がある。

この乱には安東氏方に多くの蝦夷が参加し、その中には**蝦夷ガ千島の蝦夷**も加わっていたため、**偶然にも**蝦夷島の住民についてやや詳しい記事が残されたのである。

その文は、

蝦夷力千嶋ト云ヘル八我国ノ東北ニ當テ大海ノ中央ニアリ。

日ノモト唐子渡党此三類各三百三十三ノ嶋ニ群居セリト。

一嶋八渡党ニ混ス。

其内ニ字曾利鶴子萬堂宇満犬ト云小嶋トモアリ。

此種類ハ多ク奥州津軽外ノ浜ニ往来交易ス。

夷^{エビス}一把云ハ六千人也。

相聚ル時八百千把ニ及ヘリ。

日ノ本唐子ノ二類ハ其地外国ニ連テ、形體夜叉ノ如ク変化無窮ナリ。

人倫禽獸魚肉ヲ食トシテ、五穀ノ農耕ヲ知ス。

九譯ヲ重ヌトモ語話ヲ通シ豎シ。

渡党ハ和国ノ人ニ相類セリ。

但鬚髪多シテ遍身ニ毛ヲ生セリ。

言語俚野也ト云トモ大半ハ相通ス。

此中ニ公超霧ヲナス術ヲ傳ヘ、公遠陰形ノ道ヲ得タル類モアリ。

戦場ニ望ム時ハ丈夫ハ甲冑弓矢ヲ帶シテ前陣ニ進ミ、婦人ハ後塵ニ随ヒテ木ヲ削リテ幣帛ノ如クニシテ天ニ向テ誦呪ノ體アリ。

男女共ニ山壑ヲ經過スト云トモ乗馬ヲ用ス。

其身ノ軽キ事飛鳥走獸ニ同シ。

彼等カ用ル所ノ箭ハ遺骨ヲ鏃トシテ毒薬ヲヌリ、纒ニ皮膚ニ觸レハ其人斃セスト云事ナシ。

(諏訪史料叢書卷二所収による)

とある。

例えば夷一把というのは六千人云々というところのように、意味のよくとれない部分もあるが、

毛が深く、漁猟生活をし、骨鏃の毒矢を使い、男が戦う背後から女が木幣をもって祈る

といった叙述は全くアイヌのそれである。

霧を起す術は鎌倉時代に編まれた「夫木集」の有名な和歌

こさ吹かば くり色ぞする みちのくの
蝦夷には見せし 秋の夜の月

の意に通ずる考えで、古から蝦夷はコサを吹いて月をも曇らせる妖術を知っていると考えられ、コサは月を曇らせるから霧と解せられていた。

金田一博士はこれをアイヌが悪魔払いに husa! husa! と呼びながら強く息を吹く一種の呪術と解している(胡沙考)。

身を隠す術は、同じくアイヌの妖術として知られるシノツサを遠想させる。

日ノ本・唐子・渡党の三派については、

喜田貞吉博士は、日の本は近藤重蔵がウルップ以東の島々に用いたチュプカ(アイヌ語日の出の意)、唐子は樺太に住むオロッコ、渡党は和人の松前占拠の先駆をなした熟蝦夷に比定し、

金田一京助博士は、唐子をカラトと呼ばれた樺太と解し、今日のアイヌの三大分派、すなわち樺太アイヌ、日高の静内以奥のアイヌ及び以西のアイヌに比している。

萬堂宇満伊犬はマトウマイイヌと読まれて今日の松前を指し、

宇曾利鶴子はウソリケシ、すなわち今日の函館の古名だろうと思われる。

共にアイヌ語である。

註：ここで引かれている『諏訪大明神絵詞』の
「蝦夷カ千嶋ト云ヘルハ……云事ナシ」
にアクセスするには：
『信濃史料 巻六』：pp.221,222
『続群書類従 第3輯下』：pp.511,512

日ノ本・唐子・渡党は、みな狩猟採集生活者である。
つぎに、この3つはみなアイヌ——アイヌ文化の者——なのか、それともア
イヌでないものがあるのか。
これはわからない。

それでも、つぎの二つを考え合わせれば、少なくとも渡党はアイヌであると
するのが落ち着きがいい：

- a. 「渡党ハ和国ノ人ニ相類セリ、但鬚髪多シテ遍身ニ毛ヲ生セリ」が伝
えられた1322-5年と、蠣崎光広（北海道蠣崎氏の祖）がアイヌのい
る北海道に渡った1514年との時間的近さ
- b. 東北アイヌと北海道アイヌは、渡党をアイヌにするとうまくつなが
る

引用文献

・高倉新一郎(1959)：『蝦夷地』(日本歴史新書), 至文堂, 1959

6.1 「アイヌ系統者」の定義

「アイヌ」とは、北海道史の歴史区分に出てくる「アイヌ文化期」の「アイヌ」のことである。

「アイヌ文化期を生きた者」が、「アイヌ」の意味である。

このアイヌは、既に終焉し、いまは存在しない。

「アイヌ」に対し、「アイヌ系統者」をつぎのように定義する：

先祖のなかにアイヌが少なくとも1人いる者を、アイヌ系統者と呼ぶ。

註：定義より、アイヌはアイヌ系統者である。

6 アイヌ系統者

6.1 「アイヌ系統者」の定義

6.2 「アイヌ系統者の先祖」のカテゴリーは立たない

6.3 アイヌ系統者の人口

6.2 「アイヌ系統者の先祖」の категорияは立たない

"アイヌ民族" イデオロギーは、知里幸恵の『アイヌ神謡集』「序」を、好んで引用する：

その昔この広い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。天真爛漫な稚児の様に、美しい大自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、真に自然の寵児、なんという幸福な人だちであったでしょう。

冬の陸には林野をおおう深雪を蹴って、天地を凍らす寒気を物ともせず山又山をふみ越えて熊を狩り、夏の海には涼風泳ぐみどりの波、白い鷗の歌を友に木の葉の様な小舟を浮べてひねもす魚を漁り、花咲く春は軟らかな陽の光を浴びて、永久に囀る小鳥と共に歌い暮して露とり蓬摘み、紅葉の秋は野分に穂揃うすすきをわけて、宵まで鮭とる篝も消え、谷間に友呼ぶ鹿の音を外に、円かな月に夢を結ぶ。嗚呼なんという楽しい生活でしょう。平和の境、それも今は昔、夢は破れて幾十年、この地は急速な変転をなし、山野は村に、村は町にと次第々に開けてゆく。

ここで知里幸恵は、現前のアイヌ系統者を「私たち」にしている。そして、「和人と遭う前の北海道人」を、「先祖」にしている。

しかし、「アイヌ系統者」は、「和人と遭う前の北海道人」を先祖にもたない者も存在することになる。

実際、外地から北海道に移住しアイヌ文化に同化した者は、その時点で、「和人と遭う前の北海道人」を先祖にもたない者である。

和人部落がそっくりアイヌ文化に同化した場合、この部落の者たちは、その時点で、「和人と遭う前の北海道人」を先祖にもたない者である。

山本多助 (1948), p.32.

わが一族の古老たちによると、われらの先祖は青森から船出して網走に上陸、その後クシリ（釧路）に定住したのだという。私としては、はなはだ気にくわぬことではあるが、いたしかたのない事実である。

松浦武四郎 (1870), p.136

軽舟已過萬重山等口吟てポロサル（幌去）に宿。

此村、昔し十勝より来りし者と、津軽の字鐵より来りし者の子孫なりと。

今に乙名また外の家等にも持来りしと云種々の寶物有と。

此地惣ての元地にて、爰の言は何處にても通ざる處なしと。

そして——ここが核心だが——「和人と遭う前の北海道人」は、そもそもアイヌではない。

なぜなら、アイヌとは「アイヌの生活」をしている者——すなわち、「アイヌ文化」を生活している者——のことであり、そしてアイヌ文化は「和人ととの関接」が要素になっているからである。

例えば、アイヌが使う鉄器（マキリ、鍬、鍋など）。

それは、和人から入ってくるものである。

まとめ：

1. 「和人と遭う前の北海道人」は、アイヌではない。
2. アイヌ系統者（アイヌを含む）は、「和人と遭う前の北海道人」を先祖にもたない者も存在する。

これは、「アイヌの系統」は、「アイヌ」から先祖溯行する方向へは拡張できないということである。

「アイヌの系統」は、「アイヌ」から子孫に降る形でしか考えられない。

そこで、つぎの定義となったわけである：

先祖のなかにアイヌ——ここで「アイヌ」の意味は、「アイヌの生活をした者」——が少なくとも1人いる者を、アイヌ系統者と呼ぶ。

引用文献

- ・知里幸恵 (1923)：『アイヌ神謡集』
 - ・岩波書店（岩波文庫）、1978
 - ・青空文庫
- ・山本多助 (1948)：「釧路アイヌの系図と伝説」
 - ・チカッブ美恵子編著『森と大地の言い伝え』, pp.21-84
- ・松浦武四郎 (1870)：『東蝦夷日誌』
 - ・吉田常吉 [編] 『蝦夷日誌 上 東蝦夷日誌』, 時事通信社, 1984.

6.3 アイヌ系統者の人口

松前藩、蝦夷直轄期の幕府、そして明治新政府は、蝦夷地統治上の必要から、それぞれ「アイヌの人口」を調査している。

例えば、つぎのような数字がある：

Bird, Isabella (1880), p.27

[記述時期：1878年]

〈開拓使〉の権大書記官である安田定則氏は、ハリー・パークス卿の要請を受けて、次のような若干の事実を提示してくださった――。

「1873年〔明治6年〕に出た人口調査概報によると、その人口は

男	6118人
女	6163人
合計	12281人

となっている。この年以後はどの年についても人口調査は行われていないが、アイヌの人口数は減少しつつあるとみられている」

「税に関しては、アイヌは金と物で納めている」

「文部省の教育法は〈北海道〉には適用されていないが、同じような制度が〈開拓使〉によって採用されてきている。出自の区別をすることなくこの島の全住民にこの制度は適用されている。帝国政府はアイヌと日本人〔和人〕を同じように教育することを目標にしている」

「アイヌが生きていけるようにするために種々の特別措置がとられてきている」

そして「アイヌ終焉後のアイヌ系統者の人口」については、つぎの捉えが当たっている：

喜多章明 (1936), pp.90,91

現在に於ける旧土人人口は昭和十年の調査に依れば別表に示す如く 3,713 戸、人口 16,324 人にして、是を明治五年以来の統計に徴するに明治五年の 15,275 人より一進一退の状態にて大正五年に 18,674 となり、その後亦多少の増減を示しつつ今日に及んでゐる。

然し之は表面の数字のみであって、事實は毎年 400 人乃至 500 人宛増加してゐる。

1年に400人宛増加したとしても、10年には4,000人、明治五年以来65年の間には26,000人増加しなければならぬ勘定にな

るが、統計数字から見ると依然として15,000内外に停頓してゐるのは、如何なる理由か。

それは宛も満々と湛へられた盥の水の中に一滴の朱を注いだやうなものであって、アイヌ族は漸次同化に依り、混血に依って九千万の大和民族中に吸収され、融合されつつある。揮然たる一体になりつつあるが為である。

土人と言ひ、和人と言ふもそれは単に事実上の呼称であつて、現行の法制上では何等の区別がある訳でなく、等しく平民である。従つて**従来住馴れた古潭から離れて他府県、他市町村の一般和人部落に入込んだものは、皆和人となつて調査される。**

国後島には幕末迄3,000人もゐたアイヌは概ね函館に移住したのであるが、今日函館には一人もアイヌはゐないことになっている。それは血族的にアイヌが亡んだのではない。同化に依つて、アイヌ人たる社会的存在を失つた迄である。

是は単なる一例にしてその他府県に、或は一般市町村内に、アイヌ人と呼ばれないアイヌ人はザラにある。

15,000と言ふ人口は、保護法に依つて和人の不入地とされてゐる古潭を基礎として調査したものに過ぎない。

近来はアイヌ人も文化が進み、知識が向上するに従つて時勢に目覚めたものは、いろいろな職業を求めて他府県、他市町村に転出する。

転出したものは和人となり、転出する技倆もなく、古潭に停つてコツコツ旧慣を墨守するものはアイヌ人として調査され、アイヌ人として遇せられ、アイヌ人として差別されてゐると言ふのが、現在の真相である。

尤も古潭にあるもの総べてが生活技倆に乏しいとは断言出来ないが概してその傾向がある。

アイヌ人と和人との雑婚は歳と共に増加してゐる。現在アイヌ人にして和人の家に入れるものは800人、和人にしてアイヌ人の家に入れるものは600人、かくて両種族は融然として相融合しつつある。

この結果はいやが上にも純粹土人の数を減ぜしめてゐる。

本道土人の人口が増加しない理由はざあつと以上のやうな理由に胚胎するのである。

引用文献

・ Bird, Isabella (1880) : Unbeaten Tracks in Japan

- ・金坂清則 訳注『完訳 日本奥地紀行3 (北海道・アイヌの世界)』, 平凡社, 2012.
- ・喜多章明 (1936) : 「旧土人保護事業概説」
 - ・喜多章明『アイヌ沿革誌 : 北海道旧土人保護法をめぐって』, pp.79-105.

7 「先住」概念の無効

7.0 要旨

7.1 <先住者>なるものは存在しない——系遷移

7.2 自然は個に属さない

7.0 要旨

ことばは、意味のある使い方をして、意味がある。

ことばは、いつも意味があるわけではない。

土地の権利書を楯に「先住」を訴える。

——この場合の「先住」のことばには、意味がある。

「北海道の先住民は？」

——この「先住」のことばには、意味がない。

後者の「意味がない」の論じ方は、二つある。

一つは、「<先住者>なるものは存在しない」を論じるものである。

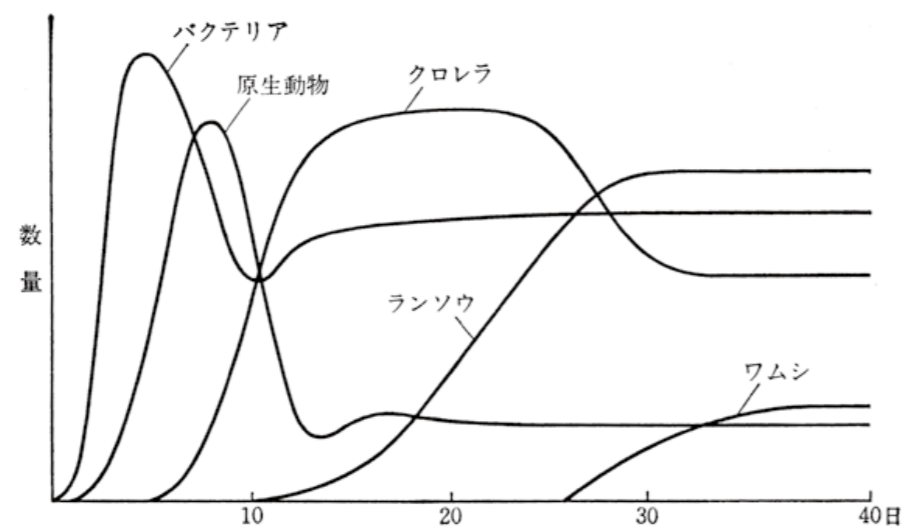
もう一つは、「自然は個に属さない」を論じるものである。

7.1 <先住者>なるものは存在しない——系遷移

「北海道の先住民は？」——この「先住」のことばには、意味がない。
一般に、「族 group」に関して「先住」を言うのは、意味がない。

「族」のことばは、集合を<個>にすることばである。
このとき、<個>に対する<系>が想定されている。
<系>は、多様なく<個>が存在の均衡状態を逐次更新する相である。
それは、つぎのようなものである：

フラスコに水を入れて放置する
この中に、空気中に漂っている微生物が落ちてくる。
そしてこれが、フラスコの中に「遷移する生態系」を現す：



(栗原康『かくされた自然——ミクロの生態学』, 筑摩書房, 1973.)

フラスコの水の中に発生した微生物種においては、「われわれが先住民だ」
の訴えが成立する種は存在しない：
実際、フラスコの水の中に最初に現れた種は、不明である。

北海道を舞台にした「系の遷移」の中に、アイヌが興りそして終わった。
「アイヌ」と一括りにいまは言っているが、実際は、バラバラのグループで
ある。
そのバラバラのグループがどのような集散・生滅の模様を描いたのかは、わ
かるものではない。
この「アイヌ」に対し「先住」を主題にすることはできない。——「先住」
の意味の立てようがない。

註：そもそも、「アイヌ」の定位は、《北海道のどこに・どんな族が・ど
んなふうに残りそして消えたか》をわかってできることである。
そしてそれは、わかることではない。
考古学は、遺物の分類を方法論にして「いろいろな族があった」を
言うだけであり、族の移動・内容変化については言えない。
遺物は点であり、線ではないからである。

7.2 自然は個に属さない

民族派 "アイヌ" は、「北海道の先住民はアイヌ」を唱える。
 実際、民族派 "アイヌ" が民族派 "アイヌ" であるのは、つぎをロジックにして、「アイヌ特権」を求めるためである：

北海道の先住民は、アイヌである
 和人は、アイヌの土地を奪った
 われわれは、アイヌの子孫である
 和人は、アイヌから奪った土地をわれわれに返せ
 ——返せないなら、他のもので賠償しろ

昔の土地所有を掘り返して「土地を返せ」を言うのは、非常識なものになる。
 この場合、本来の理の方が、よけい見えてくるからである。
 その理は、《自然は個に属さない》である。

自然は、個が所有するものではなく、いわば借りるものである。
 用途が終わることは、自然に返すことである。
 そしてつぎの借り手が現れる。
 自然の中の営みは、こうである。

A がある土地に居たことは、A の任意の子孫がその土地を自分の所有物にできるということではない。
 しかし、民族派 "アイヌ" が主張していることは、まさに「A の任意の子孫がその土地を自分の所有物にできる」なのである。

このロジックは、つぎのように自家撞着する。

アイヌ A の居た土地がある。
 A がいなくなって、アイヌ B がその土地に住む。
 B がいなくなって、アイヌ C がその土地に住む。……
 A の任意の子孫、B の任意の子孫、C の任意の子孫 …… が、その土地を自分の所有物にできる。
 さて、だれが所有すればよいのか？

但し実際には、民族派 "アイヌ" は、このロジックでは自家撞着しない。
 「われわれに返せ」は、単にレトリックだからである。

要点は、「北海道の先住民はアイヌ」は、もともとまじめな論ではないとい

うことである。

「北海道の先住民はアイヌ」を唱えるのは、「アイヌ利権」の合理化は「北海道の先住民はアイヌ」を用いるのがいちばん容易だという理由からである。
 お互い納得づくで、騙し騙されるを演ずるのが「アイヌ利権」である。
 ——この構図を、よくよく吟味すべし。

→ 『アイヌ利権』

おわりに

「アイヌ」の名で一括りにできるような集団は、存在しない。
 集団は、無常である。
 その「無常」を構成しているものは、個のランダムな移動と交配である。

「アイヌ」の定義は、「アイヌ文化を生きた者」となるのみである。
 アイヌは、アイヌ文化があった時期の前と後には存在しない。

ここに、アイヌを「北海道先住民」とし、アイヌの末裔もアイヌであるとして、これに北海道先住民の権利を持たせようとするイデオロギーが存在する。
 このイデオロギーは、「アイヌ」を集団の名にしようとする。

人間集団を画定しようとする者が用いてきたものに、「人種」がある。
 実際、ひとは、人の集団に「人種」を考えたがる。
 そしてそのとき、「人種」を生物の種のように想っている。
 ホモサピエンスの亜種（品種）というわけだ。

件のイデオロギーも、「人種」を用いる。
 しかし「人種」は、誤想である。
 「人種」は、生物学 / 科学の概念ではない。

件のイデオロギーは、「人種」とあわせて「民族」を用いる。
 「民族」のことばを持ち出して、アイヌはいまに続いている——アイヌの末裔もアイヌだ——とする。
 「いまに続いているアイヌ民族」は、「系統」が論理になる。
 そして「系統」が論理になるのは、「人種」も同じである。
 件のイデオロギーは、「アイヌの系統」の想念が核心であり、これで保^もっている。

本論考の趣意は、この核心を挫くことであった。
 「アイヌの系統」がどんな内容になるかを、「系統」の論理から起こして、これを導いたわけである。
 即ち、「アイヌの系統」は、機械的に定義できる。
 しかしそれは、「アイヌ文化」を含意せず、且つ「アイヌ文化」の含意にもならない、といったものになる。

6 閉じ

おわりに

註：本論考は、つぎのサイトで継続される（この進行に応じて本書を適宜更新する）：

http://m-ac.jp/ainu/_genealogy/

宮下英明（みやした ひであき）

1949年、北海道生まれ。東京教育大学理学部数学科卒業。筑波大学博士課程数学研究科単位取得満期退学。理学修士。金沢大学教育学部助教授を経て北海道教育大学教育学部教授（数学教育専門）、2015年退職。

アイヌの系統

2020-08-24 アップロード（サーバー：m-ac.jp）

著者・サーバ運営者 宮下英明

サーバ m-ac.jp

<http://m-ac.jp/>
m@m-ac.jp
